

鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を追加する。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
第2条 略 (1)～(2) 略 (3) <u>とっとりUD</u> マップ 県がバリアフリー基準に適合する建築物の位置、仕様、その他の情報を掲載し、公表する電子地図をいう。 (4)～(7) 略	第2条 略 (1)～(2) 略 (3) <u>バリアフリー</u> マップ 県がバリアフリー基準に適合する建築物の位置、仕様、その他の情報を掲載し、公表する電子地図をいう。 (4)～(7) 略
第3条 略 (補助金の交付)	第3条 略 (補助金の交付)
第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（ <u>とっとりUD</u> マップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備（以下「バリアフリー整備」という。）に要するものに限り、第2号、第3号及び第4号に掲げる事業にあつては、それぞれ別表1、別表2及び別表3の第4欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表1、別表2及び別表3の第2欄に定める額（当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額）を限度とする。）に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。	第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等（ <u>バリアフリー</u> マップに当該建築物の情報を掲載する手続きを行う者に限る。）に対し、当該間接補助事業に要する経費（不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が使用する部分の整備（以下「バリアフリー整備」という。）に要するものに限り、第2号、第3号及び第4号に掲げる事業にあつては、それぞれ別表1、別表2及び別表3の第4欄に定める経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除き、別表1、別表2及び別表3の第2欄に定める額（当該額とバリアフリー整備に要する額のいずれか低い額）を限度とする。）に、次の各号のアに定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で各号のイに定める額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）の補助金を交付する。

<p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p>
<p>第5条～第10条 略</p>	<p>第5条～第10条 略</p>
<p>(実績報告の時期等)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）第3条に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書、<u>とっとりUD</u>マップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類、条例第24条第1項に掲げる認定証の写し（とっとりUD認証施設整備事業の場合に限る。）を添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して<u>様式第6号により</u>報告しなければならない。</p> <p>6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、<u>様式第6号により</u>速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。</p>	<p>(実績報告の時期等)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号）第3条に規定する建築物移動等円滑化基準チェックリスト、設計図書、<u>バリアフリー</u>マップに情報を登録する手続きをしたことを証明する書類、条例第24条第1項に掲げる認定証の写し（とっとりUD認証施設整備事業の場合に限る。）を添付しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>5 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。</p> <p>6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。</p>
<p>第12条～第13条 略</p>	<p>第12条～第13条 略</p>
<p>様式第1号（第4条、第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書</p> <p>1 事業の目的</p>	<p>様式第1号（第4条、第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画書</p> <p>1 事業の目的</p>

2 事業の内容

(単位：千円)

1 事業区分	2 事業実施 (予定) 箇所	3 事業費	4 間接補助対象 経費	7 県補助金 交付申請額	8 備考
合計					

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

- (1) 認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額
- (4) とっとりUD認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に() 書すること。

3 事業開始予定年月日

4 事業完了予定年月日

5 (対象施設が特定されている場合) 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

2 事業の内容

(単位：千円)

1 事業区分	2 事業実施 (予定) 箇所	3 事業費	4 間接補助対象 経費	7 県補助金 交付申請額	8 備考
合計					

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金交付申請額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

- (1) 認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額
- (4) とっとりUD認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 変更申請の場合は、変更前の内容を上段に() 書すること。

3 事業開始予定年月日

4 事業完了予定年月日

6 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。
(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

様式第2～3号 略

様式第4号（第11条関係）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：千円)

1 事業区分	2 間接補助事業者氏名	3 建物名称 (用途)	4 事業 実施個所	5 事業費	6 間接補助対象 経費	7 県補助金額	備考
合 計							

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

- (1) 認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額
- (4) とっとりUD認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。

様式第2～3号 略

様式第4号（第11条関係）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

(単位：千円)

1 事業区分	2 間接補助事業者氏名	3 建物名称 (用途)	4 事業 実施個所	5 事業費	6 間接補助対象 経費	7 県補助金額	備考
合 計							

注意 ア 事業区分の欄には、要綱の別表1、別表2及び別表3に掲げる事業区分番号及び新築等又は改修等の別を記載すること。

イ 県補助金額は、以下のとおりの額とし、千円未満は切り捨てること。

- (1) 認定特定建築物整備事業
間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額
- (2) 特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に8分の1を乗じて得た額
- (3) 特別特定建築物バリアフリー整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額
- (4) とっとりUD認証施設整備事業
間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に6分の1を乗じて得た額

ウ 間接補助事業者が実施する事業毎に、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 配置図
 (2) 事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
 (3) とっとりUDマップ掲載申請書
 (4) その他知事が必要と認める書類

3 事業開始（予定）年月日

4 事業完了（予定）年月日

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無
 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。
 ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。
 ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

6 消費税の取扱いについて、以下より該当のものを記載すること。
（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税課税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

(1) 配置図
 (2) 事業が補助要件を満たすことを示す図面及び書類
 (3) バリアフリーマップ掲載申請書
 (4) その他知事が必要と認める書類

3 事業開始（予定）年月日

4 事業完了（予定）年月日

5 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無
 ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。
 ※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。
 ※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第5号 略

様式第5号 略

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

様

住所
 申請者 氏名
 （団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあつた福祉のまちづくり推進事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 交付された補助金等の額の確定額 金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

	<u>金</u>	<u>円</u>				
<u>4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）</u>	<u>金</u>	<u>円</u>				
<u>5 添付資料</u>						
<u>(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類</u>						
<u>(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）</u>						
<u>(3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）</u>						
<u>様式第6号 別紙（第11条関係）</u>						
<u>消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類</u>						
<u>1 法人名</u>						
<u>2 法人住所</u>						
<u>3 代表者職氏名</u>						
<u>4 補助事業名</u>						
<u>5 補助金額</u>						
<u>6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額</u>						
<u>7 6の計算方法や積算の内訳</u>						
<u>(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳</u>						
<u>区 分</u>	<u>課税仕入 れ</u>	<u>課税売上 対応分</u>	<u>非課税売上 上対応分</u>	<u>共通対応 分</u>	<u>非課税仕入 れ</u>	<u>合計</u>
<u>経費 の内 訳</u>						
<u>(2) 課税売上割合 _____ %</u>						
<u>(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法</u>						

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。